

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

年度計画
(平成 19年度)

赤字は加入箇所

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

年度計画
(平成 20年度)

緑字は加入箇所

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

年度計画
(平成 21年度)

赤字は追記訂正
箇所

～ 目 次 ～

I. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 3

1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進 3

(1) 製品化支援 3

(2) 産学公連携等の推進 4

(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援 5

(4) 知的財産権の取得及び活用の促進 . . . 5

2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進 5

(1) 依頼試験 5

(2) 技術相談 6

(3) 業界団体等への技術協力 6

3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施 7

(1) 基盤研究 7

(2) 共同研究 7

(3) 外部資金導入研究・調査 7

(4) 研究評価制度 8

4. 研究成果の普及と技術移転の推進 8

(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催 8

(2) 職員の派遣及び知的貢献 9

(3) 各種広報媒体を活用した情報提供 . . . 9

(4) 展示会等への参加 9

5. 情報セキュリティ管理と情報公開 9

(1) 情報セキュリティの管理 9

(2) 情報公開 9

II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 10

～ 目 次 ～

I. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 3

1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進 3

(1) 製品化支援 3

(2) 産学公連携等の推進 4

(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援 5

(4) 知的財産権の取得及び活用の促進 . . . 5

2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進 5

(1) 依頼試験 5

(2) 技術相談 6

(3) 業界団体等への技術協力 6

3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施 7

(1) 基盤研究 7

(2) 共同研究 7

(3) 外部資金導入研究・調査 7

(4) 研究評価制度 8

4. 研究成果の普及と技術移転の推進 8

(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催 8

(2) 職員の派遣及び知的貢献 9

(3) 各種広報媒体を活用した情報提供 . . . 9

(4) 展示会等への参加 9

5. 情報セキュリティ管理と情報公開 9

(1) 情報セキュリティの管理 9

(2) 情報公開 9

II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 10

～ 目 次 ～

I. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 3

1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進 3

(1) 製品化支援 3

(2) 産学公連携等の推進 4

(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援 5

(4) 知的財産権の取得及び活用の促進 . . . 5

2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進 5

(1) 依頼試験 5

(2) 技術相談 6

(3) 業界団体等への技術協力 7

3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施 7

(1) 基盤研究 7

(2) 共同研究 7

(3) 外部資金導入研究・調査 8

(4) 研究評価制度 8

4. 研究成果の普及と技術移転の推進 8

(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催 9

(2) 職員の派遣及び知的貢献 9

(3) 各種広報媒体を活用した情報提供 . . . 9

(4) 展示会等への参加 9

5. 情報セキュリティ管理と情報公開 10

(1) 情報セキュリティの管理 10

(2) 情報公開 10

II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 10

| | | | | | |
|--|----|--|----|--|----|
| 1. 組織体制及び運営・・・・・・・・・・ | 10 | 1. 組織体制及び運営・・・・・・・・・・ | 10 | 1. 組織体制及び運営・・・・・・・・・・ | 10 |
| (1) 機動性の高い組織体制の構築・・・・・・・・ | 10 | (1) 機動性の高い組織体制の構築・・・・・・・・ | 10 | (1) 機動性の高い組織体制の構築・・・・・・・・ | 10 |
| (2) 職員の能力開発・・・・・・・・・・ | 10 | (2) 職員の能力開発・・・・・・・・・・ | 10 | (2) 職員の能力開発・・・・・・・・・・ | 10 |
| (3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入・・・・・・・・・・ | 10 | (3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入・・・・・・・・・・ | 10 | (3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入・・・・・・・・・・ | 11 |
| (4) 企画調整機能の強化・・・・・・・・・・ | 10 | (4) 企画調整機能の強化・・・・・・・・・・ | 10 | (4) 企画調整機能の強化・・・・・・・・・・ | 11 |
| (5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映 | 10 | (5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映 | 10 | (5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映 | 11 |
| 2. 業務運営の効率化と経費節減・・・・・・・・ | 11 | 2. 業務運営の効率化と経費節減・・・・・・・・ | 11 | 2. 業務運営の効率化と経費節減・・・・・・・・ | 12 |
| (1) 業務の適切な見直し・・・・・・・・・・ | 11 | (1) 業務の適切な見直し・・・・・・・・・・ | 11 | (1) 業務の適切な見直し・・・・・・・・・・ | 12 |
| (2) 情報化の推進・・・・・・・・・・ | 11 | (2) 情報化の推進・・・・・・・・・・ | 11 | (2) 情報化の推進・・・・・・・・・・ | 12 |
| (3) 業務運営全体での効率化・・・・・・・・ | 11 | (3) 業務運営全体での効率化・・・・・・・・ | 11 | (3) 業務運営全体での効率化・・・・・・・・ | 12 |
| (4) 資産の適正な管理運用・・・・・・・・ | 11 | (4) 資産の適正な管理運用・・・・・・・・ | 11 | (4) 資産の適正な管理運用・・・・・・・・ | 12 |
| (5) 剰余金の適切な活用・・・・・・・・ | 11 | (5) 剰余金の適切な活用・・・・・・・・ | 11 | (5) 剰余金の適切な活用・・・・・・・・ | 12 |
| III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・ | 12 | III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・ | 12 | III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・ | 13 |
| IV. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・ | 12 | IV. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・ | 12 | IV. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・ | 13 |
| 1. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・ | 12 | 1. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・ | 12 | 1. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・ | 13 |
| 2. 想定される理由・・・・・・・・・・ | 12 | 2. 想定される理由・・・・・・・・・・ | 12 | 2. 想定される理由・・・・・・・・・・ | 13 |
| V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画・・・・・・・・・・ | 12 | V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画・・・・・・・・・・ | 12 | V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画・・・・・・・・・・ | 13 |
| VI. 剰余金の使途・・・・・・・・・・ | 12 | VI. 剰余金の使途・・・・・・・・・・ | 12 | VI. 剰余金の使途・・・・・・・・・・ | 13 |
| VII. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項・・・・・・・・・・ | 12 | VII. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項・・・・・・・・・・ | 12 | VII. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項・・・・・・・・・・ | 13 |
| 1. 施設・設備の整備と活用・・・・・・・・ | 12 | 1. 施設・設備の整備と活用・・・・・・・・ | 12 | 1. 施設・設備の整備と活用・・・・・・・・ | 13 |
| 2. 安全管理・・・・・・・・・・ | 13 | 2. 安全管理・・・・・・・・・・ | 13 | 2. 安全管理・・・・・・・・・・ | 14 |
| (1) 安全衛生管理体制の整備・・・・・・・・ | 13 | (1) 安全衛生管理体制の整備・・・・・・・・ | 13 | (1) 安全衛生管理体制の整備・・・・・・・・ | 14 |
| (2) 災害時に対する危機管理体制の整備・・ | 13 | (2) 災害時に対する危機管理体制の整備・・ | 13 | (2) 災害時に対する危機管理体制の整備・・ | 14 |
| 3. 社会的責任・・・・・・・・・・ | 13 | 3. 社会的責任・・・・・・・・・・ | 13 | 3. 社会的責任・・・・・・・・・・ | 14 |
| (1) 環境への配慮・・・・・・・・・・ | 13 | (1) 環境への配慮・・・・・・・・・・ | 13 | (1) 環境への配慮・・・・・・・・・・ | 14 |
| (2) 法人倫理・・・・・・・・・・ | 13 | (2) 法人倫理・・・・・・・・・・ | 13 | (2) 法人倫理・・・・・・・・・・ | 14 |
| (3) 憲章の制定・・・・・・・・・・ | 13 | (3) 憲章の推進・・・・・・・・・・ | 13 | (3) 憲章の推進・・・・・・・・・・ | 14 |
| (別紙) 予算・・・・・・・・・・ | 14 | (別紙) 予算・・・・・・・・・・ | 14 | (別紙) 予算・・・・・・・・・・ | 15 |

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条の規定に基づき、東京都知事の認可を受けた平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間に於ける地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の中期計画を達成するための平成 19 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

I. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

(1) 製品化支援

- ① 技術面と経営面双方からの効果的かつ効率的な中小企業等への支援を実施するため、財団法人東京都中小企業振興公社との業務協定に基づき連携事業を実施する。
- ② 西が丘本部に、システムデザインを総合的に支援する拠点として開設した「デザインセンター」を活用し、プロダクトデザインや試作を中心とした製品化支援及び中小企業のブランド確立等の支援を実施する。
- ③ 新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援施設として設置した「製品開発支援ラボ」の活用を図る。
- ④ 迅速かつ実効性のある研究活動への支援を目的として設置した共同研究開発室の活用を図る。
- ⑤ 「製品開発支援ラボ」及び「共同研究開発室」の利用時間は、利用者の研究開発スピードの向上を目的として、ひきつづき午前 8 時 30 分から午後 8 時までとする。
- ⑥ 自社内に十分な試験研究設備等を持ってない中小企業のために機器利用サービスの提供を実施する。実施にあたっては、利用者の利便性向上と

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条の規定に基づき、東京都知事の認可を受けた平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間に於ける地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の中期計画を達成するための平成 20 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

I. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

(1) 製品化支援

- ① 技術面と経営面双方からの効果的かつ効率的な中小企業等への支援を実施するため、財団法人東京都中小企業振興公社との業務協定に基づき連携事業を実施する。
- ② 西が丘本部に、システムデザインを総合的に支援する拠点として開設した「デザインセンター」を活用し、プロダクトデザインや試作を中心とした製品化支援及び中小企業のブランド確立等の支援を実施する。
- ③ 新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援施設として設置した「製品開発支援ラボ」の活用を推進する。
- ④ 迅速かつ実効性のある研究活動への支援を目的として設置した共同研究開発室の活用を図り、共同研究を効果的に推進する。
- ⑤ 「製品開発支援ラボ」及び「共同研究開発室」の利用時間は、利用者の研究開発スピードの向上を目的として、ひきつづき午前 8 時 30 分から午後 8 時までとする。
- ⑥ 自社内に十分な試験研究設備等を持ってない中小企業のために機器利用サービスの提供を実施する。実施にあたっては、利用者の利便性向上と

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条の規定に基づき、東京都知事の認可を受けた平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間に於ける地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の中期計画を達成するための平成 21 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

I. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

(1) 製品化支援

- ① 技術面と経営面双方からの効果的かつ効率的な中小企業等への支援を実施するため、財団法人東京都中小企業振興公社との業務協定に基づき連携事業を実施する。
- ② 西が丘本部に、システムデザインを総合的に支援する拠点として開設した「デザインセンター」を活用し、プロダクトデザインや試作を中心とした製品化支援及び中小企業のブランド確立等の支援を実施する。
- ③ 新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援施設として設置した「製品開発支援ラボ」の活用を推進する。
- ④ 迅速かつ実効性のある研究活動への支援を目的として設置した共同研究開発室の活用を図り、共同研究を確実に実施する。
- ⑤ 「製品開発支援ラボ」及び「共同研究開発室」の利用時間は、利用者の研究開発スピードの向上を目的として、ひきつづき午前 8 時 30 分から午後 8 時までとする。
- ⑥ 自社内に十分な試験研究設備等を持ってない中小企業のために機器利用サービスの提供を実施する。実施にあたっては、利用者の利便性向上と

ニーズへの対応のため、以下の取組を行う。

- ・ 機器の操作方法のアドバイスや、測定データの説明、課題解決のための技術相談を実施する。
- ・ 午後8時までの夜間利用を実施する。
- ・ **環境試験センターを設置し、製品の環境試験に関する信頼性向上にむけた支援に努める。**
- ・ 産技研利用企業に対するアンケート調査を活用して利用を希望する機器のニーズを把握し、機器整備及び更新を実施する。

⑦ **支援組織として設置した製品化支援室は、「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用サービス」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネート及び機器利用指導等を実施する。**

(2) 産学公連携等の推進

- ① 職員及び都が委嘱した専門のコーディネーター等により、技術開発・製品開発等のための産学公連携を促進する。
- ② インターネット等を活用し、都内のみならず、広く大学等の技術シーズの収集に努め、産学公連携に活用する。
- ③ 区市町村との連携強化に努め、産学公連携に関する相談の拡大を図る。
- ④ 都や他の試験研究機関、大学や企業との人材交流を**推進し、相互交流により技術力の向上を図る。**

ニーズへの対応のため、以下の取組を行う。

- ・ 機器の操作方法のアドバイスや、測定データの説明、課題解決のための技術相談を実施する。
- ・ 午後8時までの夜間利用を実施する。
- ・ 環境試験センターを**活用**し、製品の環境試験に関する信頼性向上にむけた支援に努める。
- ・ 産技研利用企業に対するアンケート調査を活用して利用を希望する機器のニーズを把握し、機器整備及び更新を実施する。

⑦ 支援組織として設置した製品化支援室は、「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用サービス」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネート及び機器利用指導等を実施する。

⑧ **知的財産に関する相談窓口を設置し、中小企業の製品化支援に貢献する。**

(2) 産学公連携等の推進

- ① 職員及び都が委嘱した専門のコーディネーター等により、技術開発・製品開発等のための産学公連携**ならびに産産連携**を促進する。
- ② **東京イノベーションハブ**やインターネット等を活用し、都内のみならず、広く大学等の技術シーズの収集に努め、産学公連携を**推進**する。
- ③ 区市町村との連携強化に努め、産学公連携に関する相談の拡大を図る。
- ④ 都や他の試験研究機関、大学や企業との人材交流を推進し、相互交流により技術力の向上を図る。

ニーズへの対応のため、以下の取組を行う。

- ・ 機器の操作方法のアドバイスや、測定データの説明、課題解決のための技術相談を実施する。
- ・ 午後8時までの夜間利用を実施する。
- ・ 環境試験センターを活用し、製品の環境試験に関する信頼性向上にむけた支援に努める。
- ・ 産技研利用企業に対するアンケート調査を活用して利用を希望する機器のニーズを把握し、機器整備及び更新を実施する。

⑦ **製品化支援室は技術経営支援室として整備し、「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用サービス」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネート及び機器利用指導等を実施する。**

さらに、新設する総合支援窓口を所管する。

⑧ 知的財産に関する相談窓口を設置し、中小企業の製品化支援に貢献する。

⑨ **中小企業の製品開発を支援するオーダーメイド開発支援事業および機器活用支援事業を開始する。**

⑩ **企画・設計・試作といった上流技術支援を充実させる。**

(2) 産学公連携等の推進

- ① 職員及び**産技研**が委嘱した専門のコーディネーター等により、技術開発・製品開発等のための**産業交流**を促進する。**多摩拠点のコーディネート機能を強化する。**
- ② 東京イノベーションハブやインターネット等を活用し、都内のみならず、広く大学等の技術シーズの収集に努め、産学公連携を推進する。
- ③ 区市町村の**産業支援部署**との連携強化に努め、産学公連携に関する相談の拡大を図る。
- ④ 都や他の試験研究機関、大学や企業との人材交流を推進し、相互交流により技術力の向上を図る。

| | | |
|--|---|--|
| <p>⑤ 大学との連携強化を目的として、職員の派遣及び各種事業への協力、共同研究等を推進する。</p> <p>⑥ 産業技術大学院大学との協定に基づき、PBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング：問題設定解決型学習法)を実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。</p> <p>⑦ 大学等の学生を一定期間受け入れ、専門技術の習得や職業意識の向上等に寄与する。</p> <p>⑧ 業種を超えて個々が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については30企業程度からなる交流会を毎年1グループ立ち上げるとともに、既存グループの活動支援を実施し、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。</p> <p>(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援 東京都や金融機関、団体、区市町村等が実施する、企業等への助成・融資及び表彰において、審査・評価に積極的に協力し、研究開発の資金援助を求める企業への支援等に寄与する。 この審査・評価の公平かつ中立な実施と、精度の維持向上を図るため、技術情報の収集及び外部研修等を通じて職員の審査能力向上を図る。</p> <p>(4) 知的財産権の取得及び活用の促進 研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、優れた特許の出願に努めるとともに、使用許諾を促進する。</p> <p>2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進</p> <p>(1) 依頼試験 製品等の品質・性能の評価や、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。</p> | <p>⑤ 大学との連携強化を目的として、職員の派遣及び各種事業への協力、共同研究等を推進する。</p> <p>⑥ 産業技術大学院大学との協定に基づき、PBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング：問題設定解決型学習法)を実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。</p> <p>⑦ 大学等の学生を一定期間受け入れ、専門技術の習得や職業意識の向上等に寄与する。</p> <p>⑧ 業種を超えて個々が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については30企業程度からなる交流会を毎年1グループ立ち上げるとともに、既存グループの活動支援を実施し、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。</p> <p>(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援 東京都や金融機関、団体、区市町村等が実施する、企業等への助成・融資及び表彰において、審査・評価に積極的に協力し、研究開発の資金援助を求める企業への支援等に寄与する。 この審査・評価の公平かつ中立な実施と、精度の維持向上を図るため、技術情報の収集及び外部研修等を通じて職員の審査能力向上を図る。</p> <p>(4) 知的財産権の取得及び活用の促進 研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、優れた特許の出願に努めるとともに、使用許諾を促進する。また、東京都知的財産総合センターとの連携を強化する。</p> <p>2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進</p> <p>(1) 依頼試験 製品等の品質・性能の評価や、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。</p> | <p>⑤ 大学との連携強化を目的として、職員の派遣及び各種事業への協力、共同研究等を推進する。また、大学との連携事業を試行する。</p> <p>⑥ 産業技術大学院大学との協定に基づき、PBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング：問題設定解決型学習法)を実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。</p> <p>⑦ 大学等の学生を一定期間受け入れ、専門技術の習得や職業意識の向上等に寄与する。</p> <p>⑧ 業種を超えて個々が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については30企業程度からなる交流会を毎年1グループ立ち上げるとともに、既存グループの活動支援を実施し、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。</p> <p>(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援 東京都や金融機関、団体、区市町村等が実施する企業等への助成・融資及び表彰において、審査・評価に積極的に協力し、研究開発の資金援助を求める企業への支援等に寄与する。 この審査・評価の公平かつ中立な実施と、精度の維持向上を図るため、技術情報の収集及び外部研修等を通じて職員の審査能力向上を図る。</p> <p>(4) 知的財産権の取得及び活用の促進 研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、優れた特許の出願に努めるとともに、使用許諾を促進する。また、東京都知的財産総合センターとの連携を強化する。</p> <p>2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進</p> <p>(1) 依頼試験 製品等の品質・性能の評価や、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。</p> |
|--|---|--|

| | | |
|--|---|--|
| <p>① 国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度（JCSS）登録校正事業者として、精度の維持向上に努め、依頼試験事業の信頼性向上を図るとともに、中小企業の海外取引支援に活用する。<u>さらに、温度の登録を申請する。</u></p> <p>② 利用者の利便性向上のための取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金支払の利便性向上を目的として、コンビニエンスストア及び銀行での支払い受付を継続する。 ・ 依頼手続の簡素化を実施し、<u>利用者の利便の向上を図る。</u> ・ JIS等に規定がない、個別の試験の要望に柔軟に対応するためのオーダーメイド試験を実施する。 <p>③ 試験・分析機器の校正管理等を行う組織を活用し、品質保証体制を確立する。</p> <p>④ 中小企業ニーズ及び最新の技術動向等に基づき、試験・研究設備及び機器の導入・更新を実施する。</p> <p>（２）技術相談</p> <p>中小企業等に対し、職員の専門的な知識に基づく技術相談を実施し、製品開発支援や技術課題の解決を図る。</p> <p>① 担当別の技術内容を網羅した手引きを作成し、相談に対応できる部署への迅速かつ的確な誘導を行う。</p> <p>② <u>相談ルームを活用するなど技術相談時のセキュリティ向上に努める。</u></p> <p>③ 生産現場での支援が必要な場合は、職員を現地に派遣する。（実地技術支援）</p> <p>④ 産技研の保有していない技術については、専門知識を有する外部専門家（エンジニアリングアドバイザー）を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。</p> | <p>① 国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度（JCSS）登録校正事業者として、精度の維持向上に努め、依頼試験事業の信頼性向上を図る。<u>温度分野の登録に努め、登録区分での英文による校正証明書の発行を開始し、中小企業の海外取引支援に貢献する。</u></p> <p>② <u>計量証明事業登録を行い、環境計量に係る計量証明を発行できる体制を整備する。</u></p> <p>③ 利用者の利便性向上のための取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金支払の利便性向上を目的として、コンビニエンスストア及び銀行での支払い受付を継続するとともに、<u>クレジットカード支払い受付を実施する。</u> ・ <u>依頼手続の簡素化を継続し、</u>利用者の利便の向上を図る。 ・ JIS等に規定がない、個別の試験の要望に柔軟に対応するためのオーダーメイド試験を実施する。 <p>④ 試験・分析機器の校正管理等を行う組織を活用し、品質保証体制を確立する。</p> <p>⑤ 中小企業ニーズ及び最新の技術動向等に基づき、試験・研究設備及び機器の導入・更新を実施する。</p> <p>（２）技術相談</p> <p>中小企業等に対し、職員の専門的な知識に基づく技術相談を実施し、製品開発支援や技術課題の解決を図る。</p> <p>① 担当別の技術内容を網羅した手引きを作成し、相談に対応できる部署への迅速かつ的確な誘導を行う。</p> <p>② 相談ルームを活用するなど技術相談時のセキュリティ向上に努める。</p> <p>③ 生産現場での支援が必要な場合は、職員を現地に派遣する。（実地技術支援）</p> <p>④ 産技研の保有していない技術については、専門知識を有する外部専門家（エンジニアリングアドバイザー）を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。</p> | <p>① 国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度（JCSS）登録校正事業者として、<u>温度及び直流抵抗の精度の維持向上に努め、</u>依頼試験事業の信頼性向上を図る。登録区分での英文等による校正証明書の発行し、中小企業の海外取引支援に貢献する。</p> <p>② <u>環境計量に係る計量証明事業を確実に実施する。</u></p> <p>③ 利用者の利便性向上のための取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金支払の利便性向上を目的として、コンビニエンスストア及び銀行での支払い、<u>クレジットカード支払い受付を継続する。</u> ・ 依頼手続の簡素化を継続し、利用者の利便の向上を図る。 ・ JIS等に規定がない、個別の試験の要望に柔軟に対応するためのオーダーメイド試験を実施する。 <p>④ 試験・分析機器の校正管理等を行う組織を活用し、品質保証体制を確立する。</p> <p>⑤ 中小企業ニーズ及び最新の技術動向等に基づき、試験・研究設備及び機器の導入・更新を実施する。</p> <p>（２）技術相談</p> <p>中小企業等に対し、職員の専門的な知識に基づく技術相談を実施し、製品開発支援や技術課題の解決を図る。</p> <p>① 担当別の技術内容を網羅した手引きを作成し、相談に対応できる部署への迅速かつ的確な誘導を行う。</p> <p>② 相談ルームを活用するなど技術相談時のセキュリティ向上に努める。</p> <p>③ 生産現場での支援が必要な場合は、職員を現地に派遣する。（実地技術支援）</p> <p>④ 産技研の保有していない技術については、専門知識を有する外部専門家（エンジニアリングアドバイザー）を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。</p> |
|--|---|--|

⑤ IT を活用した遠隔相談の実施に向けた検討を行う。

(3) 業界団体等への技術協力

- ① 業種別交流会を開催し、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。
- ② 中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。

3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

(1) 基盤研究

試験技術や評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上など、産技研を利用する中小企業のニーズへ迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため基盤研究を実施する。重点 7 分野に該当する研究テーマ数は、32 を含めた 53 テーマとする。

基盤研究：53 テーマ（平成 19 年 4 月 1 日現在）

- ① ナノテクノロジー分野 8 テーマ
- ② IT 分野 3 テーマ
- ③ エレクトロニクス分野 5 テーマ
- ④ システムデザイン分野 4 テーマ
- ⑤ 環境分野 6 テーマ
- ⑥ 少子高齢・福祉分野 3 テーマ
- ⑦ バイオテクノロジー分野 3 テーマ
- ⑧ ものづくり基盤技術分野 21 テーマ

(2) 共同研究

企業、業界団体、大学、試験研究機関等が協力し、それぞれが持つ技術を融合して、応用研究や一歩進

⑤ IT を活用した遠隔相談を試行するなど、利便性の高い技術相談を行う。

(3) 業界団体等への技術協力

- ① 業種別交流会を開催し、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。
- ② 中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る

3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

(1) 基盤研究

試験技術や評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上など、産技研を利用する中小企業のニーズへ迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため基盤研究を実施する。年度当初の研究テーマ数は、重点 7 分野に該当する 31 テーマを含む 43 テーマとする。

基盤研究：43 テーマ（平成 20 年 4 月 1 日現在）

- ① ナノテクノロジー分野 5 テーマ
- ② IT 分野 4 テーマ
- ③ エレクトロニクス分野 4 テーマ
- ④ システムデザイン分野 3 テーマ
- ⑤ 環境分野 8 テーマ
- ⑥ 少子高齢・福祉分野 4 テーマ
- ⑦ バイオテクノロジー分野 3 テーマ
- ⑧ ものづくり基盤技術分野 12 テーマ

(2) 共同研究

企業、業界団体、大学、試験研究機関等が協力し、それぞれが持つ技術を融合して、応用研究や一歩進

⑤ IT を活用した遠隔相談を試行するなど、利便性の高い技術相談を行う。

⑥ 産技研の利用方法や総合的な相談を行う総合窓口を試行し、お客様の利便性の向上を図る。

(3) 業界団体等への技術協力

- ① 業種別交流会を開催し、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。
- ② 中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る

3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

(1) 基盤研究

試験技術や評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上など、産技研を利用する中小企業のニーズへ迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため基盤研究を実施する。これらの研究の実施には、中小企業ニーズと産業応用を明確にしたロードマップに基づく課題設定を行う。年度当初の研究テーマ数は、重点 7 分野に該当する 31 テーマを含む 49 テーマとする。

基盤研究：49 テーマ（平成 21 年 4 月 1 日現在）

- ① ナノテクノロジー分野 3 テーマ
- ② IT 分野 4 テーマ
- ③ エレクトロニクス分野 7 テーマ
- ④ システムデザイン分野 2 テーマ
- ⑤ 環境分野 5 テーマ
- ⑥ 少子高齢・福祉分野 2 テーマ
- ⑦ バイオテクノロジー分野 5 テーマ
- ⑧ ものづくり基盤技術分野 21 テーマ

(2) 共同研究

企業、業界団体、大学、試験研究機関等が協力し、それぞれが持つ技術を融合して、応用研究や一歩進

んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。

平成 19 年度は、年度当初に予算枠の 2/3 程度の研究テーマを、年度途中で残りの 1/3 に相当する研究テーマを公募により設定し、研究を実施する。

また、大学等との共同研究については、随時実施していく。

(3) 外部資金導入研究・調査

資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに応じて、外部資金を活用した研究・調査等を積極的に実施し、課題解決を図る。

① 提案公募型研究

- ・ 技術開発の要素が大きい経済産業省**関連競争的外部資金及び文部科学省等**の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指すとともに、**採択された研究を確実に実施する。**
- ・ 未利用外部資金の調査を行い、**申請可能なものを抽出して積極的に申請する。**

② 地域結集型研究

平成 18 年度に採択された**科学技術振興機構 (JST) 地域結集型研究開発プログラム「都市の安全・安心を支える環境浄化技術開発」**について、**中核機関として実施する。**

③ 受託研究・調査等

企業、その他外部機関からの委託等に基づき委託者の経費負担によって産技研が研究・調査等を実施し、委託者の求める成果の実現を図る。

(4) 研究評価制度

研究テーマの採択や研究結果の評価等については、産技研内部委員による評価や、学識経験者及び産業界有識者等の外部委員による評価を迅速かつ効率的に行う。

- ① 研究評価は、事前評価・事後評価の 2 回の実施を基本とする。

んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。

平成 20 年度は、年度当初**及び年度途中**に研究テーマを公募により設定し、研究を実施する。

また、大学等との共同研究については、随時実施していく。

(3) 外部資金導入研究・調査

資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに応じて、外部資金を活用した研究・調査等を積極的に実施し、課題解決を図る。

① 提案公募型研究

- ・ 技術開発の要素が大きい経済産業省**関連競争的外部資金及び文部科学省等**の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指すとともに、**採択された研究を確実に実施する。**
- ・ 未利用外部資金の調査を行い、**申請可能なものを抽出して積極的に申請する。**

② 地域結集型研究

科学技術振興機構 (JST) 地域結集型研究開発プログラム「都市の安全・安心を支える環境浄化技術開発」について、中核機関としての**役割を果たすとともに東京都の環境改善に直結する研究を推進する。**

③ 受託研究・調査等

企業、その他外部機関からの委託等に基づき委託者の経費負担によって産技研が研究・調査等を実施し、委託者の求める成果の実現を図る。

(4) 研究評価制度

研究テーマの採択や研究結果の評価等については、産技研内部委員による評価や、学識経験者及び産業界有識者等の外部委員による評価を迅速かつ効率的に行う。

- ① 研究評価は、事前評価・事後評価の 2 回の実施を基本とする。

んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。

平成 21 年度は、年度当初及び年度途中に研究テーマを公募により設定し、研究を実施する。

首都大学東京との連携研究を推進する。さらに、大学等との共同研究については、随時実施していく。

(3) 外部資金導入研究・調査

資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに応じて、外部資金を活用した研究・調査等を積極的に実施し、課題解決を図る。

① 提案公募型研究

- ・ 技術開発の要素が大きい経済産業省**関連競争的外部資金及び文部科学省等**の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指すとともに、**採択された研究を確実に実施する。**
- ・ 未利用外部資金の調査を行い、**申請可能なものを抽出して積極的に申請する。**

② 地域結集型研究

科学技術振興機構 (JST) 地域結集型研究開発プログラム「都市の安全・安心を支える環境浄化技術開発」について、中核機関としての役割を果たすとともに**東京都の環境改善に直結する研究を引き続き推進する。**

③ 受託研究・調査等

企業、その他外部機関からの委託等に基づき委託者の経費負担によって産技研が研究・調査等を実施し、委託者の求める成果の実現を図る。

(4) 研究評価制度

研究テーマの採択や研究結果の評価等については、産技研内部委員による評価や、学識経験者及び産業界有識者等の外部委員による評価を迅速かつ効率的に行う。

- ① 研究評価は、事前評価・事後評価の 2 回の実施を基本とする。

| | | |
|---|--|---|
| <p>② 評価結果は、その後の研究テーマの設定や事業運営に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施に活用する。外部研究評価委員会による評価結果は、ホームページにより外部に公表する。</p> <p>4. 研究成果の普及と技術移転の推進</p> <p>(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催</p> <p>① 中小企業の技術力向上や技術者の育成、並びに産業の活性化を図るため、新技術や産業動向に係る技術セミナー及び講習会を開催する。</p> <p>② 企業や業界団体等の個別ニーズに対応するためオーダーメイドセミナーを実施する。</p> <p>③ 研究及び調査等の成果の普及を図るため、研究発表会を開催する。</p> <p>④ 産業技術の普及と産技研の事業に対する理解を得ることを目的として、本部及び全ての支所で施設公開を実施する。</p> <p>⑤ 業界団体及び企業、都民等からの要望に応じて施設見学を随時実施し、産技研の保有する技術や事業の広報に努める。</p> <p>⑥ 研究の成果を中小企業や都民に普及するための展示会を実施する。</p> <p>(2) 職員の派遣及び知的貢献</p> <p>高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。</p> <p>(3) 各種広報媒体を活用した情報提供</p> <p>インターネットや各種広報媒体を通じ、産技研の事業や研究成果及び所有機器、新たな法規制等の技術情報を積極的に提供する。首都圏の公設試験研究機関と連携したテクノナレッジフリーウェイ(TKF)の推進を図り、中小企業に役立つ情報提供を広域的に行う。</p> <p>(4) 展示会等への参加</p> | <p>② 評価結果は、その後の研究テーマの設定や事業運営に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施に活用する。外部研究評価委員会による評価結果は、ホームページにより外部に公表する。</p> <p>4. 研究成果の普及と技術移転の推進</p> <p>(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催</p> <p>① 中小企業の技術力向上や技術者の育成、並びに産業の活性化を図るため、新技術や産業動向に係る技術セミナー及び講習会を開催する。</p> <p>② 企業や業界団体等の個別ニーズに対応するためオーダーメイドセミナーを実施する。</p> <p>③ 研究及び調査等の成果の普及を図るため、研究発表会を開催する。</p> <p>④ 産業技術の普及と産技研の事業に対する理解を得ることを目的として、本部及び全ての支所で施設公開を実施する。</p> <p>⑤ 業界団体及び企業、都民等からの要望に応じて施設見学を随時実施し、産技研の保有する技術や事業の広報に努める。</p> <p>⑥ 研究の成果を中小企業や都民に普及するための展示会を実施する。</p> <p>(2) 職員の派遣及び知的貢献</p> <p>高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。職員の派遣を広範かつ弾力的に実施する。</p> <p>(3) 各種広報媒体を活用した情報提供</p> <p>インターネットや各種広報媒体を通じ、産技研の事業や研究成果及び所有機器、新たな法規制等の技術情報を積極的に提供する。首都圏の公設試験研究機関と連携したテクノナレッジフリーウェイ(TKF)の推進を図り、中小企業に役立つ情報提供を広域的に行う。</p> <p>(4) 展示会等への参加</p> | <p>② 評価結果は、その後の研究テーマの設定や事業運営に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施に活用する。外部研究評価委員会による評価結果は、ホームページにより外部に公表する。</p> <p>4. 研究成果の普及と技術移転の推進</p> <p>(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催</p> <p>① 中小企業の技術力向上や技術者の育成、並びに産業の活性化を図るため、新技術や産業動向、技術経営支援に係る技術セミナー及び講習会を開催する。</p> <p>② 企業や業界団体等の個別ニーズに対応するためオーダーメイドセミナーを実施する。</p> <p>③ 研究及び調査等の成果の普及を図るため、研究発表会を開催するとともに、成果の有償印刷物として刊行する。</p> <p>④ 産業技術の普及と産技研の事業に対する理解を得ることを目的として、本部及び全ての支所で施設公開を実施する。</p> <p>⑤ 業界団体及び企業、都民等からの要望に応じて施設見学を随時実施し、産技研の保有する技術や事業の広報に努める。</p> <p>⑥ 研究の成果を中小企業や都民に普及するための展示会を実施する。</p> <p>(2) 職員の派遣及び知的貢献</p> <p>高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。職員の派遣を広範かつ弾力的に実施する。</p> <p>(3) 各種広報媒体を活用した情報提供</p> <p>インターネットや各種広報媒体を通じ、産技研の事業や研究成果及び所有機器、新たな法規制等の技術情報を積極的に提供する。首都圏の公設試験研究機関と連携したテクノナレッジフリーウェイ(TKF)の推進を図り、中小企業に役立つ情報提供を広域的に行う。</p> <p>(4) 展示会等への参加</p> |
|---|--|---|

| | | |
|---|---|--|
| <p>産業交流展等、都や区市町村等が開催する展示会等へ積極的に参加し、産技研の保有する技術や成果の普及を実施する。</p> <p>5. 情報セキュリティ管理と情報公開</p> <p>(1) 情報セキュリティの管理</p> <p>情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムのセキュリティ対策や適切な帳票類の管理等の実施により個人情報や利用企業情報の保護に努める。</p> <p>また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修を実施する。</p> <p>(2) 情報公開</p> <p>産技研の事業内容とその運営状況に関する情報開示については、規則に基づき迅速かつ適正に対応し、説明責任を全うする。</p> <p>II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 組織体制及び運営</p> <p>(1) 機動性の高い組織体制の構築</p> <p>① 事業動向等を踏まえ組織の見直しを継続的に実施し、各事業の効率的な執行体制を確保する。</p> <p>② 既存組織体制にとらわれず、適時プロジェクトチームを設置するなど、ニーズに柔軟に対応する。</p> <p>(2) 職員の能力開発</p> <p>基盤技術・先端技術に関する技術力の向上及び審査技術並びに法規制等の知識の向上を目的として研究、研修等を通じて職員的能力開発を実施する。</p> | <p>産業交流展等、都や区市町村等が開催する展示会等へ積極的に参加し、産技研の保有する技術や成果の普及を実施する。</p> <p>5. 情報セキュリティ管理と情報公開</p> <p>(1) 情報セキュリティの管理</p> <p>情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムのセキュリティ対策や適切な帳票類の管理等の実施により個人情報や利用企業情報の保護に努める。</p> <p>また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修の充実を図る。</p> <p>(2) 情報公開</p> <p>産技研の事業内容とその運営状況に関する情報開示については、規則に基づき迅速かつ適正に対応し、説明責任を全うする。</p> <p>II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 組織体制及び運営</p> <p>(1) 機動性の高い組織体制の構築</p> <p>① 事業動向等を踏まえ組織の見直しを継続的に実施し、各事業の効率的な執行体制を確保する。</p> <p>② 既存組織体制にとらわれず、適時プロジェクトチームを設置するなど、ニーズに柔軟に対応する。</p> <p>(2) 職員の能力開発</p> <p>基盤技術・先端技術に関する技術力の向上及び審査技術並びに法規制等の知識の向上を目的として研究、研修等を通じて職員的能力開発を実施する。職層研修の充実を図るとともに企業等への出向研修を実施する。</p> | <p>産業交流展等、都や区市町村等が開催する展示会等、多様な企画へ積極的に参加し認知度を向上させる。産技研の保有する技術や成果の普及を実施する。</p> <p>5. 情報セキュリティ管理と情報公開</p> <p>(1) 情報セキュリティの管理</p> <p>情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムのセキュリティ対策や適切な帳票類の管理等の実施により個人情報や利用企業情報の保護に努める。</p> <p>また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修を継続的に実施する。</p> <p>(2) 情報公開</p> <p>産技研の事業内容とその運営状況に関する情報開示については、規則に基づき迅速かつ適正に対応し、説明責任を全うする。</p> <p>II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 組織体制及び運営</p> <p>(1) 機動性の高い組織体制の構築</p> <p>① 事業動向等を踏まえ組織の見直しを継続的に実施し、各事業の効率的な執行体制を確保する。</p> <p>② 既存組織体制にとらわれず、適時プロジェクトチームを設置するなど、ニーズに柔軟に対応する。</p> <p>③ 新規職員の採用活動を強化する。</p> <p>(2) 職員の能力開発</p> <p>基盤技術・先端技術に関する技術力の向上及び審査技術並びに法規制等の知識の向上を目的として研究、研修等を通じて職員的能力開発を実施する。職層研修の充実を図るとともに企業等への出向研修を実施する。</p> <p>さらに、職員研修受講履歴を管理し、職員能力の</p> |
|---|---|--|

向上に資するための人材データベースを構築する。

(3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入

客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切に評価を実施する。

あわせて、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。

業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。

(4) 企画調整機能の強化

① 地方独立行政法人の自主的な経営判断に基づく事業運営を実施すべく、企画調整機能を強化する。

② 「経営企画本部」においては、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価・意見などを迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。

(5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映

産技研利用に関する企業調査を実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを実施する。

(3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入

客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切に評価を実施する。

あわせて、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。

業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。

(4) 企画調整機能の強化

① 地方独立行政法人の自主的な経営判断に基づく事業運営を実施すべく、企画調整機能を強化する。

② 「経営企画本部」においては、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価・意見などを迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。

(5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映

産技研利用に関する企業調査を実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを実施する。

(3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入

客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切に評価を実施する。

あわせて、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。

業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。

(4) 企画調整機能の強化

① 地方独立行政法人の自主的な経営判断に基づく事業運営を実施すべく、企画調整機能を強化する。

② 「経営企画本部」においては、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価・意見などを迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。

(5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映

産技研利用に関する企業調査を実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを実施する。

2. 業務運営の効率化と経費節減

(1) 業務の適切な見直し

- ① 意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の見直し等を目的として業務内容と運営方法の見直しを随時行う。
- ② 定型的な業務については、コスト比較やノウハウ蓄積の必要性等の観点からアウトソーシングを検討し、可能な業務については積極的に実施する。
- ③ 外部の専門家等の活用により、低コストで高いサービスが得られる業務についてもアウトソーシングを検討し、可能なものについては導入を進める。
- ④ 業務内容を精査した上で、可能なものについて委託業務契約の複数年化等により、経費の節減を図る。

(2) 情報化の推進

業務運営、財務会計、人事、給与、庶務等に関する新たな情報システムを活用し、本部及び各支所をオンラインで結び、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、業務を効率化する。

(3) 業務運営全体での効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、前年度比 1.0 パーセントの財政運営の効率化を目指す。

(4) 資産の適正な管理運用

- ① 「資金管理基準」に基づき、安全性、安定性等を考慮しつつ、資金運用・資金管理を適正に行う。
- ② 建物や施設・設備等については、良好に維持管理するため、東京都から施設費補助金等の財源を適切に確保し、計画的な改修を行う。

(5) 剰余金の適切な活用

提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を活用した仕組みの導入を検討する。

2. 業務運営の効率化と経費節減

(1) 業務の適切な見直し

- ① 意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の見直し等を目的として業務内容と運営方法の見直しを随時行い、経費の削減に努める。
- ② 定型的な業務については、コスト比較やノウハウ蓄積の必要性等の観点からアウトソーシングを検討し、可能な業務については積極的に実施する。
- ③ 外部の専門家等の活用により、低コストで高いサービスが得られる業務についてもアウトソーシングを検討し、可能なものについては導入を進める。
- ④ 業務内容を精査した上で、可能なものについて委託業務契約の複数年化等により、経費の節減を図る。

(2) 情報化の推進

業務運営、財務会計、人事、給与、庶務等に関する新たな情報システムを活用し、本部及び各支所をオンラインで結び、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、業務を効率化する。

(3) 業務運営全体での効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、前年度比 1.0 パーセントの財政運営の効率化を目指す。

(4) 資産の適正な管理運用

- ① 「資金管理基準」に基づき、安全性、安定性等を考慮しつつ、資金運用・資金管理を適正に行う。
- ② 建物や施設・設備等については、良好に維持管理するため、東京都から施設費補助金等の財源を適切に確保し、計画的な改修を行う。

(5) 剰余金の適切な活用

提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を活用した仕組みの導入を検討する。

2. 業務運営の効率化と経費節減

(1) 業務の適切な見直し

- ① 意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の見直し等を目的として業務内容と運営方法の見直しを随時行い、経費の削減に努める。
- ② 定型的な業務については、コスト比較やノウハウ蓄積の必要性等の観点からアウトソーシングを検討し、可能な業務については積極的に実施する。
- ③ 外部の専門家等の活用により、低コストで高いサービスが得られる業務についてもアウトソーシングを検討し、可能なものについては導入を進める。
- ④ 業務内容を精査した上で、可能なものについて委託業務契約の複数年化等により、経費の節減を図る。

(2) 情報化の推進

業務運営、財務会計、人事、給与、庶務等に関する新たな情報システムを活用し、本部及び各支所をオンラインで結び、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、業務を効率化する。

(3) 業務運営全体での効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、前年度比 1.0 パーセントの財政運営の効率化を目指す。

(4) 資産の適正な管理運用

- ① 「資金管理基準」に基づき、安全性、安定性等を考慮しつつ、資金運用・資金管理を適正に行う。
- ② 建物や施設・設備等については、良好に維持管理するため、東京都から施設費補助金等の財源を適切に確保し、計画的な改修を行う。

(5) 剰余金の適切な活用

提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を活用した仕組みの導入を検討する。

| | | |
|--|--|---|
| <p>Ⅲ. 予算 別紙</p> <p>Ⅳ. 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 15 億円。</p> <p>2. 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。</p> <p>Ⅴ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし。</p> <p>Ⅵ. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の質の向上と組織運営及び施設・設備の改善に充てる。</p> <p>Ⅶ. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備の整備と活用 今後の施設整備の計画を勘案し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた施設・設備の整備・更新を行うものとする。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。 なお、東京都が着手する産技研施設の統合及び再整備と多摩地域の支援施設整備を積極的に協力し、整備事業を効率的に推進していく。</p> | <p>Ⅲ. 予算 別紙</p> <p>Ⅳ. 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 15 億円。</p> <p>2. 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。</p> <p>Ⅴ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし。</p> <p>Ⅵ. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の質の向上と組織運営及び施設・設備の改善に充てる。</p> <p>Ⅶ. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備の整備と活用 今後の施設整備の計画を勘案し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた施設・設備の整備・更新を行うものとする。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。 なお、東京都が進める産技研施設の統合及び再整備と多摩地域の支援施設整備に積極的に協力するとともに、産技研が行うべき組織および設備の整備等に着手し、整備事業を効率的に推進していく。</p> | <p>Ⅲ. 予算 別紙</p> <p>Ⅳ. 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 15 億円。</p> <p>2. 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。</p> <p>Ⅴ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし。</p> <p>Ⅵ. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の質の向上と組織運営及び施設・設備の改善に充てる。</p> <p>Ⅶ. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備の整備と活用 今後の施設整備の計画を勘案し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた施設・設備の整備・更新を行うものとする。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。 なお、東京都が進める産技研施設の統合及び再整備に積極的に協力するとともに、産技研が行うべき組織および設備の整備等に着手し、整備事業を効率的に推進していく。 多摩テクノプラザ（仮称）については、事業を休</p> |
|--|--|---|

2. 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の整備

職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。

- ① 産技研全体の安全衛生管理体制を整備し、安全手帳の活用等により職員へ安全教育を実施する。
- ② 放射線等の安全管理のため、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、危険物及び毒劇物等の管理状況の点検などの取り組みを適切に行う。

(2) 災害等に対する危機管理体制の整備

大規模災害等に備え、産技研内部の危機管理体制を整備する。

3. 社会的責任

(1) 環境への配慮

業務の運営に際しては、環境へ配慮した運営に努める。

- ① 機器や設備、物品の購入や更新に際しては、省エネやリサイクルに配慮する。
- ② 廃棄物については、法令等に従い、適切に処理するとともに、減量化に努める。

(2) 法人倫理

職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、規定を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。

(3) 憲章の制定

すべての職員が共有する行動理念となる産技研憲章（仮称）の制定を検討する。

2. 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の整備

職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。

- ① 産技研全体の安全衛生管理体制を整備し、安全手帳の活用等により職員へ安全教育を実施する。
- ② 放射線等の安全管理のため、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、危険物及び毒劇物等の管理状況の点検などの取り組みを適切に行う。

(2) 災害等に対する危機管理体制の整備

大規模災害等に備え、産技研内部の危機管理体制を整備する。

3. 社会的責任

(1) 環境への配慮

業務の運営に際しては、環境へ配慮した運営に努める。

- ① 環境に配慮した業務運営の指針となる環境方針の制定を検討する。
- ② 機器や設備、物品の購入や更新に際しては、省エネやリサイクルに配慮する。
- ③ 廃棄物については、法令等に従い、適切に処理するとともに、減量化に努める。

(2) 法人倫理

職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、規定を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。

(3) 憲章の推進

すべての職員が共有する行動理念としての産技研憲章の確実な実施を図る。

2. 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の整備

職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。

- ① 産技研全体の安全衛生管理体制を整備し、安全手帳の活用等により職員へ安全教育を実施する。
- ② 放射線等の安全管理のため、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、危険物及び毒劇物等の管理状況の点検などの取り組みを適切に行う。

(2) 災害等に対する危機管理体制の整備

大規模災害等に備え、産技研内部の危機管理体制を整備する。

3. 社会的責任

(1) 環境への配慮

業務の運営に際しては、環境へ配慮した運営に努める。

- ① 環境に配慮した業務運営の指針となる環境方針を内外に周知し、環境方針に沿って事業を実施する。
- ② 機器や設備、物品の購入や更新に際しては、省エネやリサイクルに配慮する。
- ③ 廃棄物については、法令等に従い、適切に処理するとともに、減量化に努める。

(2) 法人倫理

職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、規定を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。

(3) 憲章の推進

すべての職員が共有する行動理念としての産技研憲章の確実な実施を図る。

(別紙)

予算

1. 予算

平成 19 年度 予算
(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|-------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 5,336 |
| 施設整備費補助金 | 39 |
| 自己収入 | 869 |
| 事業収入 | 327 |
| 補助金収入 | 12 |
| 外部資金研究費等 | 77 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 230 |
| その他収入 | 223 |
| 計 | 6,244 |
| 支出 | |
| 業務費 | 4,913 |
| 試験研究経費 | 1,198 |
| 外部資金研究経費等 | 77 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 521 |
| | |
| 役職員人件費 | 3,117 |
| 一般管理費 | 1,331 |
| 計 | 6,244 |

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

(別紙)

予算

1. 予算

平成 20 年度 予算
(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|-------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 5,219 |
| 施設整備費補助金 | 40 |
| 自己収入 | 896 |
| 事業収入 | 335 |
| 補助金収入 | 12 |
| 外部資金研究費等 | 85 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 240 |
| その他収入 | 224 |
| 計 | 6,155 |
| 支出 | |
| 業務費 | 4,828 |
| 試験研究経費 | 1,206 |
| 外部資金研究経費等 | 85 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 462 |
| | |
| 役職員人件費 | 3,075 |
| 一般管理費 | 1,327 |
| 計 | 6,155 |

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

(別紙)

予算

1. 予算

平成 21 年度 予算
(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|-------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 8,625 |
| 施設整備費補助金 | 40 |
| 自己収入 | 912 |
| 事業収入 | 342 |
| 補助金収入 | 13 |
| 外部資金研究費等 | 93 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 240 |
| その他収入 | 224 |
| 計 | 9,577 |
| 支出 | |
| 業務費 | 8,254 |
| 試験研究経費 | 1,213 |
| 外部資金研究経費等 | 93 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 367 |
| | |
| 産業支援拠点整備費 | 3,522 |
| 役職員人件費 | 3,059 |
| 一般管理費 | 1,323 |
| 計 | 9,577 |

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2. 収支計画

平成 19 年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|-------|
| 費用の部 | 6,162 |
| 経常費用 | 6,162 |
| 業務費 | 4,632 |
| 試験研究経費 | 917 |
| 外部資金研究経費等 | 77 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 521 |
| 役職員人件費 | 3,117 |
| 一般管理費 | 1,331 |
| 減価償却費 | 199 |
| 収入の部 | 6,162 |
| 経常収益 | 6,162 |
| 運営費交付金収益 | 5,067 |
| 事業収益 | 327 |
| 外部資金研究費等収益 | 77 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 230 |
| 補助金等収益 | 39 |
| その他収益 | 223 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 80 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 115 |
| 資産見返補助金等戻入 | 4 |
| 純利益 | 0 |
| 総利益 | 0 |

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2. 収支計画

平成 20 年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|-------|
| 費用の部 | 6,085 |
| 経常費用 | 6,085 |
| 業務費 | 4,547 |
| 試験研究経費 | 925 |
| 外部資金研究経費等 | 85 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 462 |
| 役職員人件費 | 3,075 |
| 一般管理費 | 1,327 |
| 減価償却費 | 211 |
| 収入の部 | 6,085 |
| 経常収益 | 6,085 |
| 運営費交付金収益 | 4,951 |
| 事業収益 | 335 |
| 外部資金研究費等収益 | 85 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 240 |
| 補助金等収益 | 40 |
| その他収益 | 224 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 134 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 70 |
| 資産見返補助金等戻入 | 6 |
| 純利益 | 0 |
| 総利益 | 0 |

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2. 収支計画

平成 21 年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|-------|
| 費用の部 | 6,797 |
| 経常費用 | 6,797 |
| 業務費 | 5,043 |
| 試験研究経費 | 932 |
| 外部資金研究経費等 | 93 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 367 |
| 産業支援拠点整備費 | 592 |
| 役職員人件費 | 3,059 |
| 一般管理費 | 1,323 |
| 減価償却費 | 431 |
| 収入の部 | 6,797 |
| 経常収益 | 6,797 |
| 運営費交付金収益 | 5,427 |
| 事業収益 | 342 |
| 外部資金研究費等収益 | 93 |
| 地域結集型研究開発プログラム | 240 |
| 補助金等収益 | 40 |
| その他収益 | 224 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 374 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 48 |
| 資産見返補助金等戻入 | 9 |
| 純利益 | 0 |
| 総利益 | 0 |

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3. 資金計画

平成 19 年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|-------|
| 資金支出 | 6,244 |
| 業務活動による支出 | 5,963 |
| 投資活動による支出 | 281 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 6,244 |
| 業務活動による収入 | 6,244 |
| 運営費交付金による収入 | 5,336 |
| 事業収入 | 327 |
| 外部資金研究費等による収入 | 77 |
| 地域結集型研究開発プログラムによる収入 | 230 |
| 補助金等による収入 | 51 |
| その他の収入 | 223 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | 0 |

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3. 資金計画

平成 20 年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|-------|
| 資金支出 | 6,155 |
| 業務活動による支出 | 5,874 |
| 投資活動による支出 | 281 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 6,155 |
| 業務活動による収入 | 6,155 |
| 運営費交付金による収入 | 5,219 |
| 事業収入 | 335 |
| 外部資金研究費等による収入 | 85 |
| 地域結集型研究開発プログラムによる収入 | 240 |
| 補助金等による収入 | 52 |
| その他の収入 | 224 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | 0 |

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3. 資金計画

平成 21 年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|-------|
| 資金支出 | 9,577 |
| 業務活動による支出 | 9,296 |
| 投資活動による支出 | 281 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 9,577 |
| 業務活動による収入 | 9,577 |
| 運営費交付金による収入 | 8,625 |
| 事業収入 | 342 |
| 外部資金研究費等による収入 | 93 |
| 地域結集型研究開発プログラムによる収入 | 240 |
| 補助金等による収入 | 53 |
| その他の収入 | 224 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | 0 |

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。